

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 11 - 1

事業名 (計画事業名)	家庭教育推進事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	青少年の健全育成	【根拠法令等】
主要施策の分類	健全な社会環境づくりの推進	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

II 事業の説明等			
事業の対象 (Who)	保育所、各小・中学校PTA等	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図 (What)	週5日制の導入に伴い家庭教育の在り方について学習し、明るい家庭の充実を図る。		
事業の手段 (How)	家庭教育講演会等を開催する。また、学級には経費等の助成援助をする。		
事業の結果 (Outcome)	計画通り達成		

III 事業の執行状況							
※事業量の推移について記入				※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入			
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
家庭教育学級	6学級	7学級	4学級	6学級	随時	10年～19年	32,418円
家庭教育講演会	1回	1回	1回	1回	11月予定		231,000円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
家庭教育学級 6学級開設 延べ人数250名(親子) 家庭教育講演会 1回開催 参加人数200名	チラシ折込・町広報・P連宛周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	町内各小中学校、保育所、町PTA連合会

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>① 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>Ⓐ 行政が支援すべきである</p> <p>Ⓑ 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>Ⓒ 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (該当)・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 週5日制等の休日拡大に伴い、家庭教育の充実に向けた支援等を図るため必要である。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>Ⓐ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>Ⓑ 事業の効果がある程度現れている</p> <p>Ⓒ 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>家庭教育学級の、目的の一つである親子とは及び家庭教育の在り方について学習できた。家庭教育講演会では、対象年齢層の多数の参加者を得て大変効果があった。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>Ⓐ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>Ⓑ 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>Ⓒ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>家庭教育に関する情報及び学習機会の支援が図られた。</p>
<p>Ⅳ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>Ⓐ 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>Ⓑ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>Ⓒ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>Ⓐ 適切である</p> <p>Ⓑ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>Ⓒ 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>Ⓐ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>Ⓑ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>Ⓒ 事業の休止を検討することができる</p> <p>Ⓓ 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>昨今、家庭の教育力の低下が懸念されている中、親と子が一緒に学習や研修をする機会が減少していることから、これらの機会を提供し、新たな親子関係の発見や問題点の解決を探る手助けとなっている。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)

イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)

ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)

エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

家庭教育学級については、基本的に現学級数の開設を維持したい。
家庭教育講演会については、PTA連合会と協議し、経費の削減に努めていく。
広域連携については、家庭教育講演会が対象となるが引き続き、担当者間にて検討する。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 11 - 2

事業名 (計画事業名)	社会教育関係団体活動費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	生涯学習社会の確立	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	社会教育団体の育成	

II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	社会教育関係団体	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図 (What)	社会教育関係団体の活動の推進を図る。		
事業の手段 (How)	各社会教育関係団体の活動費助成		
事業の結果 (Outcome)	計画通り達成		

III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
町文化連盟活動補助金	19団体	19団体	20団体	20団体	20団体	10年～19年	422,000円
町子ども学習支援協議会活動補助金	23子ども会	23子ども会	18子ども会	18子ども会	18子ども会		330,000円
PTA連合会活動補助金	小・中・高校PTA	小・中・高校PTA	小・中・高校PTA	小・中・高校PTA	小・中・高PTA		170,000円

【事業計画の達成状況】	<p>(a) 事業計画を予定どおりに達成している</p> <p>b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである</p> <p>c 事業計画を達成できる見込みがない</p>	<p>(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等</p> <p>補助金の削減から、各団体の活動に支障が出ている旨の意見がありますが活動内容の支援を強化し、活性化を図って参りたい。</p>
-------------	--	--

【本年度の事業実施スケジュール】

町文化連盟～文化祭等	【町民への周知方法】 各団体への個別案内・町広報・新聞チラシ折込
町子ども会～春・秋「めだか塾」・キャンプ・子どもの主張発表会等	
町PTA連合会～家庭教育講演会等	
	【関係機関・関係部署との役割分担】 文化連盟・子ども会・PTA連合会

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	<p>①他自治体の類似事業</p> <p>②代替案</p> <p>③スクラップ(廃止・縮小)事業</p>
【事業化の過程における検討課題】	<p>①町民等の意見聴取</p> <p>②関係部署等との調整</p> <p>③国・道・関係団体等との調整</p>
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 ② 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	<p>(行政と民間のいずれが行うべきか)</p> <p>(a) 行政が行うべきである</p> <p>b 一部は民間が行うべきである</p> <p>c 民間が行うべきである</p> <p>(説明) 子ども達の体験活動や町民の文化活動を支える団体は、必要であり今後も支援して参りたい。</p>

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>補助金だけに限らず、企画等も含めてサポートに努める。</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等各団体の活動及び運営上必要と考える。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>各団体にあつては、事業を自主的・計画的に継続して行っており、その活動は、地域活動を活性化し地域の連帯感を高める上で不可欠であります。少子高齢化の進む中、特に組織運営面での支援が必要である。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>各活動において、町民の生涯学習に対する意欲は、向上している。</p>
<p>Ⅵ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>各助成団体においては、子どもから高齢者までを対象に様々な事業を展開しており、特に文化連盟は各種サークルを助成し、町民文化祭の運営・企画の中心的な役割を果たしている。また、子ども会は体験学習を主とした活動を展開し、子ども達に協調性や優しさ、奉仕の心等を育む学習の機会を提供している。</p> <p>このようなことから、本事業を休廃止することは難しいと考えられる。</p>

Ⅳ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

- Ⓐ 継続
 - ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
 - イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
 - ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
 - エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- Ｂ 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- Ｃ 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- Ｄ 廃止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

継続的に社会教育事業を実施し、社会教育に寄与すると認められる「社会教育関係団体」に対する支援については、引き続き実施する。補助金交付にあたっては、補助目的の確認及び対象事業の精査を厳密に行い、場合によっては補助金の削減も実施する。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 11 - 3

事業名 (計画事業名)	武雄市児童交流事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域間交流の推進	【事務種類】
主要施策の分類	既存の地域間交流の充実	自治事務(その他・単独)

II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	小学校5年・6年	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	リーダー養成		
事業の手段 (How)	地域間交流事業の開催		
事業の結果 (Outcome)	計画通り達成		

III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
武雄市児童交流事業(派遣)	児童13名引率4名	児童16名引率3名	児童12名引率3名	児童12名引率3名	年1回実施	10年～19年	1,520,451円
武雄市児童交流事業(受入)	児童16名引率4名	児童16名引率4名	児童16名引率4名	児童16名引率4名	年1回実施		197,233円
				派遣 7/26～7/30			
				受入 2月上旬			

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
<input checked="" type="radio"/> a 事業計画を予定どおりに達成している <input type="radio"/> b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである <input type="radio"/> c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】 H18年7月26日～30日武雄市児童派遣交流事業(派遣員12名引率者3名) H19年2月上旬武雄市児童交流事業(受入)	【町民への周知方法】 町内各小学校に周知 【関係機関・関係部署との役割分担】 町内各小学校
--	--

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	<input checked="" type="checkbox"/> ①他自治体の類似事業 <input type="checkbox"/> ②代替案 <input type="checkbox"/> ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	<input checked="" type="checkbox"/> ①町民等の意見聴取 <input type="checkbox"/> ②関係部署等との調整 <input type="checkbox"/> ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
<input checked="" type="radio"/> ①民間との役割分担 (1)行政としての役割 <input checked="" type="radio"/> a 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) <input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである <input type="radio"/> b 一部は民間が行うべきである <input type="radio"/> c 民間が行うべきである 【説明】

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当 <input checked="" type="radio"/> ・ 非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 地域間交流を図る上で必要であると思われるが、参加者の減が懸念され今後の事業については、検討を要すると思われる。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>子ども達は、異文化に触れ少なからず生長を遂げており、事業後の学校生活においてもその成果が現われているとの報告を受けている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>Ⅳ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 <input checked="" type="radio"/></p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可 <input checked="" type="radio"/></p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 <input checked="" type="radio"/></p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 <input checked="" type="radio"/></p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 <input checked="" type="radio"/></p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>派遣対象者の変更や一部事業内容の修正が必要である。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>将来、町を担う子ども達を相互に派遣することは、地域間交流の充実を図る上で最も効果的であり、子ども達にとっても気候、風土や生活習慣の違いなどを知ることにより、豊かな人間性とたくましい心が養われ、将来のリーダーを養成する事業と考えている。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

○**A** 継続

ア 現状維持

(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)

イ 拡充

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)

ウ 縮小

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)

エ 統合

(事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

成果を成しているが、事業内容の検討を要すると考える。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 11 - 4

事業名 (計画事業名)	芸術文化公演事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】	
【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業		
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	【根拠法令等】	
施策の項目の分類	芸術・文化の振興	【事務種類】 自治事務(その他・単独)	
主要施策の分類	芸術・文化の鑑賞・発表機会の拡充		

II 事業の説明等			
事業の対象 (Who)	幼児、小・中・高校生、一般	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	生の芸術の場を提供し、芸術への理解を深め、地域文化の活性化に寄与する。		
事業の手段 (How)	演劇や音楽等の提供		
事業の結果 (Outcome)	芸術の関心が高まってきている。		

III 事業の執行状況							
※事業量の推移について記入				※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入			
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
演劇鑑賞(幼児・小・中・高校・一般)	5公演	4公演	町内各小・中・高校・一般	4公演		10年～19年	1,733,500円
音楽鑑賞			一般				1,500,000円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
人形劇～幼児、小学校低学年 ミュージカル～小学校高学年 演劇～中学生 演劇～高校生・一般	町内各小学校に周知、新聞チラシ折込、町広報
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	町内各小・中・高等学校

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 ・ 非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等芸術鑑賞機会の提供を図り、地域文化の振興を活性化させるため。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が有程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>Ⅳ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>内容によっては、担当者間の連携などにより可能。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>芸術公演の選定及び対象児童・生徒の範囲等改善する余地がある。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町内の児童・生徒及び一般町民においては、生で芸術に触れる機会が非常に限られており、これらの鑑賞の場を提供することにより青少年の健全育成と地域文化の活性化を促進することを目的としており、今後も継続していきたい。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)

イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)

ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)

エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

児童・生徒・一般の町民の鑑賞及び発表機会の支援は重要であり、芸術への関心も高まっており、継続して事業を行いたい。

また、事業内容(演目、対象者)についても各関係機関と協議し、要望に沿った形で実施することとしたい。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 11 - 5

事業名 (計画事業名)	ジュニアチャレンジクラブ(子どもリーダー研修会)	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	青少年の健全育成	【事務種類】
主要施策の分類	青少年の社会参加の促進	自治事務(その他・単独)

II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	小学校児童・中学生徒	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	リーダー養成		
事業の手段 (How)	キャンプ活動・野外活動等の開催		
事業の結果 (Outcome)	子どもたちの自立心等が芽生える		

III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
ジュニアチャレンジクラブ	参加者 夏21名 参加者 冬14名	参加者 夏34名 参加者 冬16名	参加者 夏35名 参加者 冬11名	参加者 夏30名 参加者 冬15名	8月 1月	H10~19	179,690円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
<input checked="" type="radio"/> a 事業計画を予定どおりに達成している <input type="radio"/> b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである <input type="radio"/> c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
8月1日～3日～自然体験(夏季キャンプ) 1月下旬～体験学習(冬季キャンプ)	各学校に周知及び町広報
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	雄武町子ども会育成連絡協議会、紋別地区社会教育推進協議会

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) <input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである <input type="radio"/> b 一部は民間が行うべきである <input type="radio"/> c 民間が行うべきである (説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>現在、2000円/人の負担金を徴収しているが、経費的に増加しているため見直しも考えている。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当・非該当</p>	<p>(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>青少年の健全なる育成とリーダーを養成するため必要である。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>㉑ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>事前と事後では子ども達のあいさつや行動に変化が見られ、本事業の効果があらわれている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>㉑ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>Ⅳ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会、機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>冬季キャンプにおいては、協議会指導の下、広域形態で実施している。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>冬季における参加者の減少及び研修活動の項目</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>㉑ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>本事業は、子ども会との共催事業であり、事業費の半分は子ども会において負担している。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>㉑ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>派遣対象者の変更</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>㉑ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>本事業は、子ども会との共催であり休廃止については、協議が必要となる。また、冬季キャンプは西紋市町村の子ども達が参加し、その学習要領は、紋別地区社会教育推進協議会で決定される。このことは一部広域事業で実施されており、今のところ休廃止は考えていない。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

○ **A** 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 —
(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

本事業は、青少年に主に自然体験活動を経験させることにより、集団生活における規範性、協調性等を培い、強いてはジュニアリーダーの養成をも狙いとされている。
 事業後においては、生活態度など変化がみられ成果を成しているが、派遣対象学年の引き上げ等(夏季は1年生以上、冬季は4年生以上)及び参加者負担金の増も検討することとし、実施内容も精査してゆくものとする。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 11 - 6

事業名 (計画事業名)	IT教室推進事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	生涯学習社会の確立	
主要施策の分類	生涯学習推進体制の確立	【根拠法令等】
		【事務種類】 自治事務(その他・単独)

II 事業の説明等			
事業の対象 (Who)	一般町民	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	パソコン操作の基礎的な技術習得		
事業の手段 (How)	初心者パソコン教室の開催		
事業の結果 (Outcome)	計画通り達成		

III 事業の執行状況							
※事業量の推移について記入							
※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入							
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
IT教室	5期25回	5期25回	全5回	休止		H13~17	37,020円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
休止	新聞チラシ折込
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>ⓑ 事業の効果が有程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>ⓐ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>Ⅳ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>ⓐ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>ⓑ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>ⓓ 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

本事業については、ある程度の成果をなし得たことから17年度をもって
 休止することとしたい。
 但し、町民の要望により再度の開催も考えられるが、その際の係る経費については
 すべて受益者負担で対応することとしたい。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 11 - 7

事業名 (計画事業名)	図書館水洗化事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	生涯学習社会の確立	【根拠法令等】
主要施策の分類	生涯学習施設の整備	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

II 事業の説明等			
事業の対象 (Who)	住民	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図 (What)	図書館の整備充実を図る		
事業の手段 (How)	図書館水洗化		
事業の結果 (Outcome)	計画通り達成		

III 事業の執行状況							
※事業量の推移について記入 ※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入							
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
水洗化事業			水洗化工事			H17	1,442,000円

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>Ⓐ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>Ⓑ 事業の効果が程度現れている</p> <p>Ⓒ 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>Ⓐ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>Ⓑ 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>Ⓒ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>Ⅳ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>Ⓐ 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>Ⓑ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>Ⓒ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>Ⓑ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>Ⓐ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>Ⓑ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 11 - 8

事業名 (計画事業名)	読書促進事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	生涯学習社会の確立	【根拠法令等】
主要施策の分類	生涯学習施設の整備	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

II 事業の説明等			
事業の対象 (Who)	町民	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図 (What)	図書館の充実を図る		
事業の手段 (How)	図書館図書購入等		
事業の結果 (Outcome)	読書推進を図る		

III 事業の執行状況							
※事業量の推移について記入				※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入			
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
図書購入	1210冊	801冊	979冊	900冊	随時	10年～19年	999,949円
ブックスタート(絵本等購入)	32名	34名	42名	40名	年6回計画		47,567円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
図書購入～随時 ブックスタート事業用品(絵本等)購入～乳幼児6ヶ月健診時実施	町広報
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	各小中学校、児童センター

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>Ⓣ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>近年ボランティアによる読み聞かせなど民間による協力が増えつつある</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>町民の学習意欲は年々高まっており、これらの要望に応える為には必要な事業である。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>ⓑ 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>17年度貸出冊数は23,175冊で来館者は延べ13,202人であり、ある程度成果が現われている。また、ブックスタート事業は15年度開始から106組の親子に贈っており、保護者に概ね好評である。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>ⓐ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>Ⅳ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>ⓐ 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>現在、網走管内において町民1人当りの図書購入費は182円あまりで最低である。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>ⓑ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>図書館のPR等は広報にて行っているが未だ不十分であるため、社会教育事業関連の新聞チラシ等において利用促進の周知に努めることとしたい。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>ⓐ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>平成13年に文部科学省で子どもの読書活動の推進に関する法律が公布され、同15年に北海道子ども読書推進基本計画が策定され、本町においてもこれらに基づき、特に児童の図書を中心に購入している。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

Ⓐ 継続

㉗ 現状維持

(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)

イ 拡充

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)

ウ 縮小

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)

エ 統合

(事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

本年度より、各小中学校、児童センターとの購入図書の情報交換を行い、購入の参考とし計画的な図書購入を実施して参りたい。
また、ブックスタートにおいても好評であることから引続き実施することとしたい。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 11 - 9

事業名 (計画事業名)	陶芸推進事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	社会教育課 社会教育係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 齋藤康志

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	【根拠法令等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
施策の項目の分類	芸術文化の振興	
主要施策の分類	芸術・文化活動拠点施設の整備	

II 事業の説明等			
事業の対象 (Who)	全町民	受益者負担	(有)・無
事業の意図 (What)	陶芸愛好家の日常活動の推進を図る		
事業の手段 (How)	施設の管理運営		
事業の結果 (Outcome)	陶芸を通じ、余暇活動や趣味としての場を提供している		

III 事業の執行状況		※事業量の推移について記入		※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入			
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
焼成利用人数	延べ56名	延べ51名	延べ48名	延べ50名		H10～H19	883千円
焼成回数	3回	3回	3回	3回			

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	利用人数に関しては伸び悩んでいるものの、利用者層の年齢も幅広く、作品の質や量も向上し、地域に根付いた活動になってきている。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
毎週火・木・土の3日間 9時30分～11時30分、13時30分～16時30分開設 陶芸工房管理人 3人雇用	広報誌
	【関係機関・関係部署との役割分担】

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

V 事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである (b) 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 趣味の世界であるため、行政の関与は極力抑えるべきである。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>他の文化団体と比較すると行政の関与が高いことから、焼成代金について受益者の負担増を行う。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当・非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>町の芸術文化活動の一環として継続する必要性がある。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>幅広い年齢層の利用があり、また知識と技術を要する焼成作業においても、愛好者の間で行うなど、陶芸文化が根付いてきている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>利用者数の推移から見ると広く町民のニーズにこたえているとはいえないが、多種多様な芸術文化活動の場を提供するという意味では意義のある事業である。</p>
<p>Ⅳ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>施設管理を適切に行う受け皿がないと思われる。</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>施設の管理運営</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>焼成代金に関し、現在は利用者の負担を6割としているが、段階的に利用者負担を見直すなど、受益者負担を多くすることにより経費を削減する。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>陶芸愛好者による自立した活動へシフトするために、陶芸用品(初心者用のものを除く)や焼成代金などを全て利用者の負担にし、行政の関与を極力少なくしていく。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>陶芸愛好者がいる限り事業は継続すべきであり、徐々に根付いてきている陶芸活動の芽を摘むことは、本町の芸術文化活動の衰退につながりかねない。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

Ⓐ 継続

ア 現状維持

(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)

イ 拡充

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)

Ⓒ 縮小

(事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)

エ 統合

(事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

平成18年度より、焼成代金については、利用者の負担額を6割から8割負担へと変更する。

(説明)